



「山の日」誕生！！

改正祝日法の今年度からの施行により、8月に新たな祝日が誕生します。

新たな祝日の増加は、1996年に「海の日」が追加されて以来、ちょうど20年ぶりとなります。

この機会に祝日や山に関する資料を集めましたのでご覧ください。

（戦後の祝日の主要な変遷）

- 1948年7月 「国民の休日に関する法律」公布・施行
- 1966年6月 「建国記念の日」「敬老の日」「体育の日」を追加
- 1973年4月 「振替休日」を制定（祝日が日曜の場合は翌日月曜日を祝日とする）
- 1985年12月 「国民の休日」を制定（二つの祝日に挟まれた平日を祝日とする）
- 1989年2月 昭和天皇崩御に伴い、天皇誕生日を12月23日に変更
4月29日を「みどりの日」に制定
- 1995年3月 「海の日」を追加（施行は1996年）
- 1998年10月 いわゆる「ハッピーマンデー制度」を制定
「成人の日」「体育の日」に適用（2000年施行）
- 2001年6月 「海の日」「敬老の日」にハッピーマンデー制度を適用（2003年施行）
- 2005年5月 「みどりの日」を5月4日に変更。4月29日を「昭和の日」に制定
5月3ー5日が連続した祝日となったことに伴い、3日間の間に日曜日がある場合は、5月6日を振替休日とすることを決定
- 2014年5月 「山の日」を追加（2016年施行）
- 2016年8月 「山の日」誕生！！

～多い？少ない？ニッポンのお休み～

「山の日」を含めて、日本の祝日は年間16日あります。実は、この日数は先進国の中では多い方です（10日前後の国が多い）。しかし、日本の祝日が多いのは、長い休暇を取りにくい日本の労働慣行の中で、働く時間を短縮しようと祝日を増やしてきた側面があり、連休化を促進する「ハッピーマンデー制度」も祝日を増やすために設けられてきました。

祝日が多いけれど、それ以外に休める日はとても少ない、というのが、ちょっと切ない日本の現実のようです。せっかく増えた祝日、どうかゆっくりお休みください。

(戦前・戦後の祝日の比較)

戦前には「休日ニ関スル件」という明治憲法下の祝日法によって祝日が定められていました。終戦後1948年に現在のいわゆる「祝日法」が制定されましたが、全く新たに設けられた祝日もあれば、戦前の祝日を様々な形で引き継いでいるものもあります。

祝祭日は、その国の歴史や文化を様々な形で反映しています。現在の祝日と比べてみて下さい。

	休日ニ関スル件 (昭和2年勅令)	国民の祝日に関する法律 (2014 最終改正)
1月	元始祭(3日) 新年宴會(5日)	元日(1日) 成人の日(15日→第2月曜日)*1
2月	紀元節(11日)	建国記念の日(11日) *この祝日のみ、政令で定める日とされ、 祝日法に日の定めがない
3月	春季皇靈祭(春分日)	春分の日(春分日)
4月	神武天皇祭(3日) 天長節(29日)	昭和の日(29日)
5月	なし	憲法記念日(3日) みどりの日(4日) こどもの日(5日)
6月	なし	
7月	なし	海の日(第3月曜日)
8月	なし	山の日(11日)
9月	秋季皇靈祭(秋分日)	敬老の日(15日→第2月曜日) 秋分の日(秋分日)
10月	神嘗祭(17日)	体育の日(10日→第2月曜日)*2
11月	明治節(3日) 新嘗祭(23日)	文化の日(3日) 勤労感謝の日(23日)
12月	大正天皇祭(25日)	天皇誕生日(23日)

*1：成人の日は、元服の儀に由来

*2：東京オリンピック開催日の10月10日に由来